

新最賃発第8号

令和8年8月5日

新潟労働局長

黒部恭志 殿

新潟地方最低賃金審議会長

長谷川 雪子

新潟県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年7月2日付け新労発基0702第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

その上で、当審議会としては、中小企業・小規模事業者が持続的な賃上げを実現できる環境整備に取り組むよう、別紙2のとおり政府等に対し強く要望するべきであることを申し添える。

また、別紙3のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、令和7年10月2日発効の新潟県最低賃金（時間額1,050円）は令和6年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

新潟県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
新潟県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,108円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年10月1日

政府等への要望

中小企業・小規模事業者が持続的な賃上げを実現できる環境を整備するためには、特に地方の事業者には十分配慮しながら、生産性向上の支援、価格転嫁対策の徹底、官公需における適切な対応等を通じて、賃上げ原資の確保につながる取組を継続的に実施することが重要である。

このため、生産性向上や経営基盤強化への支援については、生産性向上や事業成長のみならず、事業継続に向けた経営支援のさらなる強化と周知を図るとともに、賃上げ関連施策を含む各種助成金・補助金について、補助率・助成率の引上げ、要件緩和、申請手続の簡素化及び相談・支援体制の強化を行うよう強く要望する。

また、価格転嫁対策については、令和 8 年 1 月に施行された中小受託取引適正化法（以下「取適法」という。）及び受託中小企業振興法の着実な執行に向け、行政の執行体制の強化と制度のさらなる周知徹底を図ることを要望する。

加えて、取適法の対象外となる取引についても、独占禁止法上の告示や知的財産権等の適切な取引に関する指針の周知・遵守を徹底し、取引適正化に向けた実効性ある対応を進めることを要望する。あわせて、消費者に対しても価格転嫁への理解醸成に取り組むことが重要である。

官公需においては、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の着実な実行に加え、価格基準の見直し、取組状況の見える化、地方公共団体に対する伴走支援等を推進し、価格転嫁及び取引適正化を一層強力に進めることを要望する。また、年度途中で最低賃金額が改定された場合においても、受託事業者が最低賃金の履行確保に支障を来すことがないように、発注時における十分な配慮を求める。

さらに、いわゆる「年収の壁」への対応として、事業主に対する支援策の拡充や、令和 8 年 4 月から開始された被扶養者の新たな認定方法について、円滑な運用が図られるよう必要な支援を行うことを要望する。

加えて、地方自治体や商工団体等が実施する、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げ環境整備に向けた取組に対し、財政面及び人的体制面からの支援を充実することを要望する。

あわせて、最低賃金審議の更なる充実に向け、中央及び地方の最低賃金審議会において指摘されている企業の支払能力に関する指標不足等の課題を踏まえ、各種調査・統計の拡充や分析の高度化を進め、審議に必要なデータ基盤を強化することを要望する。

新潟県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 新潟県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1,050 円
- (3) 発 効 日 令和 7 年 10 月 2 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
12～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の新潟県内人口加重平均に住
宅扶助の実績値を加えた金額（99,511 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額^{（注）}と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると新潟県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1 箇月換算額

1,050 円（新潟県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）

×0.824（可処分所得の総所得に対する比率）＝150,372 円

令和 8 年 7 月 10 日第 2 回目安に関する小委員会での配布資料№2「生活保護と最低賃金」のグラフのデータに示された比率。